

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト
(第48条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備)

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料2-6
提出年月日	令和5年4月14日

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230314-04	1	48-12) ダクト開放機構が開放するが、現状の構文では、再循環ユニットが開放する表現になっているので、記載を適正化すること。	R5. 3. 14	本日回答		ダクト開放機構が開放する表現となるよう、以下のように修正しました。 (旧) 想定される重大事故等時において、原子炉格納容器内雰囲気温度の上昇により自動作動するダクト開放機構を有するC、D—格納容器再循環ユニットが、原子炉格納容器の設計基準対象施設としての最高使用温度以下にて確実に開放することで、 (新) 想定される重大事故等時において、原子炉格納容器内雰囲気温度の上昇により自動作動するダクト開放機構が、原子炉格納容器の設計基準対象施設としての最高使用温度以下にて確実に開放することで、	資料2-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48 r.4.2)』 p. 48-3, 5 資料2-4『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48-9 r.4.2)』 48-6, 12	
230314-06	2	原子炉補機冷却設備/原子炉補機冷却水設備の使い分けを整理し説明すること。	R5. 3. 14	本日回答		「原子炉補機冷却設備」という設備区分の中に、「原子炉補機冷却水設備」と「原子炉補機冷却海水設備」の区分があることを明確に表現するため、両設備の識別が必要な箇所は、 原子炉補機冷却設備のうち原子炉補機冷却水設備 原子炉補機冷却設備のうち原子炉補機冷却海水設備 と記載しました。	資料2-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48 r.4.2)』 p. 48-3~6, 8 資料2-4『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48-9 r.4.2)』 48-6~9, 12~15, 18	
230314-07	3	48-21) 非常用炉心冷却設備の高圧注入系で発生した熱について、48-8では高圧注入系「の機器」で発生した熱となっていることから、記載を統一すること。	R5. 3. 14	本日回答		本記載は、高圧注入系のポンプモータ等で発生した熱の除去を意図していることから、「の機器」を追記しました。	資料2-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48 r.4.2)』 p. 48-3~6, 10 資料2-4『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48-9 r.4.2)』 48-14, 21	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230314-09	4	48-33) タービン動補助給水ポンプの駆動蒸気入口弁の詳細について図面に反映すること。	R5. 3. 14		本日回答	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁上流に並列で2個設置されている電動弁を、系統概要図に反映しました。	資料2-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48 r. 4. 2)』 p. 48-17 資料2-4『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48-9 r. 4. 2)』 48-33	
230314-10	5	48-34) 可搬型大型送水ポンプ車からのラインが第一ルート、第二ルートに分かれた記載について、先行実績含めて記載が適切か確認すること。	R5. 3. 14		本日回答	「第一ルート」、「第二ルート」の記載は、敷設ルートを2ルート確保していることを示すために表記していましたが、優先順位を示しているような誤解を招く表現となっていたため当該表記を削除しました。	資料2-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48 r. 4. 2)』 p. 48-18, 19 資料2-4『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48-9 r. 4. 2)』 p. 48-34, 35	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。